

8-2-8-1

俾降

昭和二十四年十月

「女子保護実施状況報告」

よりみた

女子保護の概況

労働省婦人少年局

「女子保護實施狀況報告」より見た女子保護の概況

女子年少者労働基準規則第十九條による女子保護實施狀況報告は昨年一月一日より十二月三十一日まで狀況について今年はじめ各都道府県より提出されたが、婦人少年局においてその一部についてこの集計をみたので、その結果に表われた女子保護の狀況について概要を記してみよう。集計の対象及び方法としては各都道府県労働基準局に於て管内の労働基準監督署中各二ヶ署を指定し、そこに提出されたものについて婦人少年局各地方販賣室が集計し本省に於て全国的に集計したものである。

集計の項目は女子年少者労働基準規則の様式第八号の各項目中、事業の名稱、事業の所在地、輕易業務転換の概要、育児時間の概要を除いた各項目である。集計の結果は別表の集計表（其の一、其の二）の通りであるが、これに基づき、以下各項目について簡単に要説してみよう。

一、労働者数

被集計事業場総数は一八、四七一事業場で、その女子労働者総数は三三八、五二三名である。これを満十八才以上と満十八才未満とに分けるとおのおの二四五、三一三名、九三二一名となる。又総数について業種別にみると製造工業が二五九、六八五名（ 70% ）を占め、さらに製造工業中では紡織工業が一五一、一七二名（ 43% ）を占め、製造工業女子労働者数の五八・三%を占めていることは依然紡織工業の女子労働に於ける地位を示すものである。

二 有夫者数

前項女子労働者総数中有夫者総数は三〇・三九七名であり全体の九・〇%である。次に一般に結婚する年令は満十八才以上が普通であるとして満十八才以上の女子労働者数に対する有夫者数の比率をみると林業(三四・四%)農業(二七・四%)製造工業中製材及び木製品工業(二三・九%)などの事業に高率であり、金融業(四・五%)サービス業(七・一%)商業(八・六%)などの事業に於て低率である。

三 産前休業

産前休業請求人員数の有夫者数に対する比率をみると全業種では一四・五%であり請求人員の平均請求日数は二八・五日となっている。平均請求日数を業種別にみるとサービス業へ四五・〇日、建設工業(三八・八日)、鉱業(三三・〇日)などが高日数となっている。

次に休業請求人員数に対する輕易業労働換請求人員数の比率をみると鉱業(一七・六%)建設工業(一五・六%)製造工業中製材及び木製品工業(一三・七%)などが高率であることはこれらの業種に従事する女子が妊娠した場合に、輕易業労働への転換の要求が切実になることを示すものである。

四 産後休業

産後休業請求人員数の有夫者数に対する比率をみると、全業種では一五・四%であり、請求人員の平均請求日数は四〇・一日となっている。これらを産前休業の場合に比較してみると

といづれも高くなつてゐることは、産前休業よりも産後休業の方が、出産に関連して、より必要性と重要性とを有することがわかる。平均請求日数は業種別にみるとサービス業へ五三・二日、を筆頭として大体産前の平均請求日数の場合に対応して高くなつてゐる。

次に産後休業請求人員数に対する異常産の件数の比率をみると全業種では三・五%であるに對し、金融業（九・一%）製造工業中修理業へ七・七%及び食料品工業へ六・七%などが高率となつてゐる。

五、育児時間

育児時間請求人員数の中には一昨年度に於て分娩し、昨年度に於て生後満一年に達しない生児を哺育する者が含まれてゐると思われるが、その数は大体毎年平均するものとして、産前休業請求人員数に對する育児時間請求人員数の比率をみると全業種では五九・六%となつてゐる。これは分娩後退取する者が相当あるため、かゝる率になるものと思われる。これを業種別にみると製造工業中の紡織工業が圧倒的高く九四・八%の高率を示してゐる。これは紡織工業に於ては労働者の大部分が女であるため比較的職場に育児施設などが完備してゐる所が多く、労働者も分娩後退取しないが列統子業勢に従事する者が多いことを語つてゐる。その他では建設工業の八六・七%、製造工業中修理業の六一・五%などが之に次いでゐる。

六、生理休暇

先づ女労働者数と一年間の請求回数との比により、一人当りの一年間における平均請求回数

をみると全業種では一七回となっている。(因みに生理休暇の請求回数は労務者が毎生理期に必ず請求したとしても一年間に於ては普通統計十二回乃至十三回位となる。)これを業種別にみるとガス電気水道業が最も高く三四七回であり次いで製造工業中機械器具工業(二四四回)運輸通信業(二二八回)となっているのはこれらの業種が生理に有害な業務に属する業務を多く含んでいる故であると考えられる。これに対し農業への一四回、水産業への一五回、林業への三二回などが最も低い部に属するのはこれらの業種に於ては労務基準法の労務時間の規定の適用もなく一概に生理休暇等についての特例は省かれた場合を除いては、事実上生理休暇として使用者に対し休業を請求するというような特例が少ないのではないかとと思われる。

次に一回の請求における平均休暇日数を見ると全業種では一九日となっているに對し、前項の比率とは反對に林業(三〇日)農業(三〇日)水産業(二一日)が高日数であることはこれらの業種に於ては前記の如く特殊な者が生理休暇をとることが多い感を感じ強くなるものがある。又次には労務者一人当りの一年間における平均生理休暇日数をみると、全業種では二二日となるが業種別ではガス電気水道業の七〇日が圧倒的に高く、次いで運輸通信業(四八日)製造工業中機械器具工業(四四日)となっているのは前項一年間における平均請求回数の場合に對應する結果がある。

最後に生理休暇について労務協約、就業規則その他で有給もしくは無給の定めのある事

業場数の全事業場数に対する比率をみると五八・七%となる。又生理休暇につきかかる定めのある事業場数に対するその中有給の定めのある事業場数の比率は六二・七%となつており、自由業公営及び団体、サービス業などに於ては有給の定めをなすものが多い。しかし集計の結果よりみると、これらの業種に於て、生理休暇の回数、日数が、さほどに多くないのは生理休暇請求の要求が事業場の有給の定めとは直接には関連のないことを示すものである。以上今年提出された女子保護実施状況報告の一部についての集計の結果により、労働基準法で定める産前産後、育児時間、生理休暇などの規定がいかに活用されているかを推定することができるとはわけがあるが、これにより一般的にみられることは比較的肉体労働に属する業種に於けるほどその活用率も高いことである。又生理休暇についてみると、この報告が一室間における状況の報告であるにもかゝらず、一般にその回数、日数などは極めて少く、よく問題とされる生理休暇の濫用なども全国的に全業種について平均的にみれば全くかゝる憂いのないことを示すものである。

別表

『女子保護実施状況報告』集計表(其の一)

事業の種類	項目	事業場数	女子労働者数			有夫者数	産前休業			産後休業			育児期間	生理休暇				
			総数	満18才以上	満18才未満		請求人数	総日数	健康被害者数	請求人数	総日数	異常産の件数		請求人数	総日数	有給事業場数	無給事業場数	有給事業場数
農業	業	34	1409	350	59	96								58	174	12	8	14
林業	業	45	473	311	162	107	4	95		4	166		2	155	471	10	2	30
水産業	業	20	136	116	20	6	1	126		1	33			21	45	3		17
鉱業	業	183	5,194	4,542	652	994	193	6,371	34	216	9,159	7	112	8,811	15,891	88	56	39
建設業	業	885	6,103	5,576	527	1,527	32	1,241	5	30	1,252		26	7,477	15,625	389	156	340
製造工業		10,998	25,943	177,780	81,905	21,543	3,256	98,881	256	3,447	136,488	111	2,140	28,627	528,632	3,347	3,299	4,352
金属工業		915	10,975	8,839	2,136	1,235	236	6,883	9	233	6,399	6	93	18,921	38,459	280	247	388
機械器具工業		1,892	38,301	29,343	8,958	3,174	564	18,068	16	583	23,075	27	150	9,170	167,458	716	562	614
化学工業		1,697	26,734	21,572	5,162	3,270	600	19,057	23	628	25,260	20	267	45,225	80,865	382	892	423
窯業及び土石工業		354	5,168	3,929	1,239	1,076	85	2,205	3	85	3,345	1	39	4,640	11,840	81	118	155
紡織工業		2,206	15,172	92,939	58,233	8,465	1,309	34,803	160	1,455	58,672	44	1,380	7,495	170,335	768	676	1,762
木材及び木製品工業		1,158	7,142	5,673	1,469	1,358	139	4,438	19	158	7,177	4	74	6,250	17,606	537	343	298
食料品工業		811	6,774	5,509	1,265	974	97	3,121	13	89	3,792	6	39	8,067	17,030	260	249	302
印刷及び製本業		227	3,145	2,316	829	342	61	1,650		44	1,734	2	9	6,222	11,890	95	43	89
その他の工業		483	8,641	6,524	2,117	1,451	159	4,992	13	159	6,543		81	5,214	7,460	131	131	221
修理業		255	1,413	1,136	277	198	14	484		13	491	1	8	3,362	3,695	97	38	120
放電及び水道業		363	3,757	3,196	561	307	63	1,843	1	65	2,422	2	31	13,046	26,411	171	28	164
商業		1,200	12,243	10,314	1,929	890	117	2,877	4	86	3,925	5	22	19,905	32,528	602	119	479
金融業		1,151	10,897	8,942	1,955	404	37	913	2	44	1,778	4	17	3,495	4,654	560	128	463
運輸通信業		928	16,267	14,012	2,255	1,740	287	8,698	21	309	13,123	14	183	36,947	77,850	445	117	366
サービス業		911	4,655	4,210	445	300	30	1,344		27	1,543	1	11	7,608	17,074	515	72	324
自由業		863	10,332	9,276	1,056	1,533	232	5,208	17	328	13,162	12	174	4,718	10,159	377	29	457
公務及び団体		870	8,305	6,628	1,677	911	159	3,568	5	132	5,221	6	52	7,317	12,655	273	27	570
その他の産業		20	67	60	7	3							24	56	147	13	1	6
総計		18,471	33,852	245,313	93,210	34,397	4,411	125,770	345	4,691	188,292	162	2,794	39,424	742,316	6,805	4,042	7,624

(備考) 1. 本表は京都、島根、山口を除く四十三都道府県労働基準局管内の労働基準監督署中、各指定ニテ署に今年提出された報告について集計したものである。

2. 事業の種類は昭和二十二年度臨時国勢調査の産業大分類による。但し製造工業にあつては、これをさらに中分類に再分した。

別表

『女子保護実施状況報告』集計表 (其の二)

事業の種類	項目 率もしくは平均数	有夫者数		産前休業			産後休業			育児時自	生理休業			休暇	
		女子労働者数に対する有夫者数の%	満18才以上に対する有夫者数の%	有夫者数に対する請求人員数の%	請求人員の平均請求日数	休業請求人員数に対する軽易業務取扱請求人員数の%	有夫者数に対する請求人員数の%	請求人員の平均請求日数	請求人員数に対する異常産の件数の%	産後休業請求人員数に対する育児時自請求人員数の%	女子労働者の一人当り平均請求回数(一年間以内)	一回の請求の平均休業日数	労働者一人当りの平均休業日数(一年間以内)	事業場数に対する生理休暇に規定のある事業場数の%	生理休暇に規定のある事業場に対する有給事業場数の%
農業		23.5	27.4								0.14	3	0.4	58.8	60
林業		22.6	34.4	3.7	23.8		3.7	41.5		50.0	0.33	3.0	1.0	26.7	83.3
水産業		4.4	5.2	16.7	126.0		16.7	33.0			0.15	2.1	0.3	15	100
鉱業		19.1	21.9	19.4	33.0	17.6	21.7	42.4	3.2	51.9	1.70	1.8	3.1	18.6	61.1
建設工業		25.6	28.0	2.0	38.8	15.6	1.7	41.7		86.7	1.23	2.1	2.6	61.6	71.4
製造工業		8.3	12.1	15.2	28.7	7.9	16.0	39.6	3.7	62.1	1.01	1.9	2.0	60.3	50.4
金属工業		11.3	12.0	19.1	27.0	3.8	18.9	27.5	2.6	39.9	1.72	2.0	3.5	56.5	53.1
機械器具工業		8.3	10.8	17.8	32.0	2.8	18.4	39.6	4.6	25.7	2.40	1.8	4.4	67.5	56.0
化学工業		12.1	15.2	18.3	28.4	3.8	19.2	40.2	3.2	42.5	1.68	1.8	3.0	75.1	30.0
窯業及び土石工業		20.8	27.4	7.7	26.3	3.5	7.9	37.4	1.2	45.7	0.70	2.6	2.3	56.2	40.7
繊維工業		5.5	9.1	15.4	26.8	12.7	17.2	40.3	3.0	94.8	0.63	1.8	1.1	45.0	53.2
製材及び木製品工業		19.0	23.9	10.2	31.9	13.7	11.6	45.4	2.5	46.8	1.19	2.8	2.5	76.0	61.0
食料品工業		14.3	17.7	10.0	32.2	13.4	9.1	42.6	6.7	43.8	1.17	2.1	2.5	62.8	51.1
印刷及製本業		10.9	14.8	17.8	27.0		12.7	39.4	4.5	20.5	1.98	1.9	3.8	60.8	68.8
その他の工業		16.8	22.2	11.0	30.1	8.2	11.0	41.2		50.9	0.60	1.8	1.1	54.2	50.0
修理業		14.0	17.4	7.1	34.6		6.0	37.8	7.7	61.5	0.24	1.1	2.6	53.0	71.9
ガス・電気及び水道業		8.2	9.6	20.5	29.3	1.6	21.2	37.3	3.1	47.7	3.47	2.0	7.0	54.8	85.9
商業		7.3	8.6	13.1	24.6	3.4	7.7	45.9	5.8	25.6	1.63	1.1	2.7	60.1	83.5
金融業		3.7	4.5	2.2	24.7	5.4	10.9	40.4	9.1	38.6	0.32	1.3	0.4	59.8	81.4
運輸通信業		10.7	12.4	16.5	30.3	7.3	17.8	42.5	4.5	59.2	2.28	2.1	4.8	60.6	58.2
サービス業		6.4	7.1	10.0	45.0		9.7	53.2	3.4	37.9	1.63	2.2	3.9	64.4	81.7
自由業		14.8	16.5	15.1	22.4	7.3	21.4	40.1	3.7	53.0	0.46	2.2	1.0	47.1	92.9
公務及び団体		11.0	13.7	17.5	22.4	3.1	14.5	39.6	4.5	39.4	0.88	1.7	1.5	34.5	90.1
その他の産業		4.5	5.0	33.3							0.84	2.6	2.2	70	92.9
総計		9.0	12.4	14.5	28.5	7.8	15.4	40.1	3.5	57.6	1.17	1.9	2.2	58.7	62.7

(備考) 1. 本表は京都、島根、山口を除く四十三都道府県労働基準局管内の労働基準監督署中各指定ニヶ署に今年提出された報告について集計したものである。

2. 事業の種類は昭和二十二年臨時國勢調査の産業大分類による、但し製造工業においてはこれを更に中分類に再分した。